

審 査 基 準

年 月 日作成

法 令 名 : 古物営業法
根 拠 条 項 : 第 5 条 第 4 項
処 分 の 概 要 : 許可証の再交付
原権者 (委任先) : 都道府県公安委員会 (方面公安委員会)
法 令 の 定 め : 古物営業法施行規則第 4 条第 1 項、第 2 項 (許可証の再交付の申請)
審 査 基 準 : 判断基準は法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間 : 1 4 日以内で各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。
申 請 先 :
問 い 合 わ せ 先 :
備 考 :